



会津若松市民憲章だより

《発行》平成十八年十月一日
会津若松市民憲章推進委員会
〔事務局〕会津若松市環境生活課内
福島県会津若松市東栄町三番四十六号
〇二四二一三九 一二二一

会津若松市民憲章

昭和43年
5月3日制定

- 親切をつくし 住みよいまちをつくりましょう
- きまりを守り 明るいまちをつくりましょう
- 健康で働き 豊かなまちをつくりましょう
- 環境をととのえ 美しいまちをつくりましょう
- 自然と文化財とを愛し ゆかしいまちをつくりましょう
- 教養を高め 文化のまちをつくりましょう

本市では、明治戊辰百周年祭を契機に、先人の偉業をしのび、より良い郷土を築くために平和・創造 繁栄の三つの誓いをたて、市民の歩むべき道しるべとして、昭和四十二年に市民憲章が制定されました。その理念は右記の六章の『憲章文』に込められています。

市民憲章を実践していきましょう

市民憲章という住みよいまちづくりの目標を実現していくためには、わたしたち市民一人ひとりが市民憲章の理念を理解し、日常の中で実践していくことが大切です。

今回は、本紙にて市内における他の団体・企業などの活動を、ご紹介していきます。

伝えたいのは心

く 伝統文化こども教室



会津の武家茶道に学ぶ

主管 NPO法人会津の文化づくり



当委員会部会長も務める佐藤さん

平成18年7月22日(土) 一箕公民館

NPO法人【会津の文化づくり】が、伝統文化活性化国民協会の支援を受けて、伝統文化こども教室を開催しました。テーマは「会津の武家茶道に学ぶ」。小中学生を対象に全18回の予定でお茶・お花・それらに伴う礼法などを、体験し学んでゆきます。

講師は、石州流茶道宗家 石州会理事 佐藤紀典さん。

おこと体験こども教室

主管 福島県三曲連盟会津支部

平成18年8月 会津風雅堂

福島県三曲連盟会津支部が、伝統文化活性化国民協会の支援を受けて、伝統文化こども教室を開催しました。テーマは「おこと体験こども教室」。全10回）小学生19名が受講し、お琴の演奏や礼儀作法について、体験し学びました。

8月16日の閉講式では、修了コンサートが開かれ、見事な演奏が披露されました。



当委員会部会長も務める高橋さん



環境をととのえ美しいまちをつくりましょう

夏休み親子くらしの教室

平成18年7月27日(木) 勤労青少年ホーム
物やお金を大切にすることを、親子で一緒に学んでいく、夏休み親子くらしの教室が市環境生活課主催で開催されました。

今回は、「もったいない心」をテーマに、家庭で出る廃油を使った、オリジナルのろうそく作りが行われました。



生活排水の油が湯川の水を汚しています。
下流域は、県で2番目に汚いという結果が出ています。
今回の廃油の再利用のように、ごみを出さない取り組みが大切です。
(主催:市環境生活課)

完成したろうそく



『もったいない』の心

04年にノーベル平和賞を受賞した、ケニア環境副大臣のワンガリ・マタイさんが深い感銘を受け、全世界に広めようとしている日本語が、『もったいない』です。

大量に資源を使い、大量のゴミを出す現代社会のあり方では、資源がなくなり、大地がゴミに埋め尽くされるのが、空想などとは言えませんが、そこで、

ゴミを減らす(リデュース)
何度も使えるものは、繰り返し使う(リユース)

捨てられる資源を材料に、新たな製品を作る(リサイクル)ということを実践しているところという考え(3R)が注目されています。

『もったいない』はこの考えを全て言い表していると、全世界的な広まりを見せています。

本市でも、この『もったいない』という考えが息づくまちを目指す、会津若松市一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)が策定されました。市民一人ひとりの努力によって、ゴミを減らし、環境を、会津若松市の美しさを守りましょう。

市内の事業所の皆さんも環境美化のために頑張っています

道路清掃

東北土木(株)が主体となって、若松アスコン(株)と協力し、一ノ堰町内会と工業団地内の市道の清掃活動を、ボランティアで実施しています。

清掃活動は以前から実施されていましたが、社員の方の声により、春と秋の年2回実施されています。



平成18年5月22日(月)
門田町一ノ堰工業団地
道路清掃の様子

花園コンクール

次ページに掲載の、当委員会主催の花園コンクールにも、事業所のご参加をいただいております。

今年度は、新たに【太郎庵】にいでら工房様からのご参加をいただきました。

会津若松市に生きる皆の力で美しいまちをつくりましょう

平成18年度市民憲章花園コンクール

現地審査は7月～9月に実施しました。
表彰式は11月下旬の予定です。



【河東中学校】



【河東第3小学校】



【河東第2小学校】



【河東第1小学校】

学校の部

河東地域より4校のご参加をいただきました



団体・事業所

一般の部

紹介

北海道恵庭市

『花のまちづくりプラン』

恵庭市では、住民が首頭を取って、身近な自然環境や地域の歴史・文化を大切にして、花や緑を育み、その力を借りて、快適で質の高い生活と美しい環境の風景をつくりながら、まちを発展させていこうとする『花のまちづくりプラン』が平成10年に策定されています。

恵み野地区では、個人の庭で、それぞれ趣向と工夫を凝らした庭づくり、花づくりを行い、訪れた人々の目を楽しませる花の名所となっています。

このような花いっぱいのもちづくりが、本市でも息づいていくように、ご家庭でガーデニングをはじめられてはいかがでしょうか。そして、上記花園コンクール等で、花づくりを通じた新たな友達の輪を広げてみませんか。

恵み野地区の個人のお庭です



親切をつくし 住みよいまちをつくりましょう きまりを守り 明るいまちをつくりましょう

「当たり前前のルール」守れていますか？

本市では、平成12年10月1日から「会津若松市生活環境の保全等に関する条例」が施行されました。それまでであった公害のルールに、きれいなまちを守るルールが加わったものです。

どうしてこんなルールが作られたのでしょうか。

それは、『空き缶を投げ捨てない』『飼い犬のフンは持ち帰る』このような当たり前前のことを守れない人がいて、そのために本当に困っている人がいるという実情があるためです。

わたしたち市民一人ひとりが、この当たり前前のルールを守り、互いに相手を思いやる心をもって、親切をつくし、きれいで住みよいまちをつくりたいと思います。

『会津若松市生活環境の保全等に関する条例』の一部

きれいなまちのために

- 1 ポイ捨ての禁止（回収命令違反時は2万円以下の罰金）
空き缶や紙くず、たばこの吸い殻などのポイ捨てを禁止しています。
- 2 犬のフン放置の禁止（回収命令違反時は2万円以下の罰金）
犬のフンは誰が見てもいやなものです。においや衛生上の問題もあり、付近の方が大変迷惑します。犬のフンは持ち帰ってください。
- 3 空き地の適正管理
空き地を放っておくと、ゴミや犬のフンを放置されやすくなります。また、雑草から害虫が発生し近所に迷惑となります。所有者がきちんと管理していくことが大切です。
- 4 自転車の放置の禁止

歩道や駅周辺など、停めてはいけない場所に自転車が停めてあるのを見かけます。歩行の妨げになり、高齢者や障害者の方々には危険な場合もあります。自転車も大切な財産ですので、適正な管理をお願いします。



編集後記

木々が色付き、鮮やかな秋の装いが見受けられるようになりました。

昨年度で合併を終え、新生会津若松市は一步を踏み出したところですが、皆様は如何お過ごしでしょうか。

今夏は、雨天が長く続いた前半と、一転して、真夏日を記録するような暑さの続いた後半の天気、体調を崩された方も多かったのではないかと思います。

今回、最後に環境の保全等に関する条例をご紹介しましたが、本市が、市民憲章に掲げられている『親切をつくし住みよいまち』『環境をととのえ美しいまち』であるように、わたしたち一人ひとりが市民憲章を理解し、実践していきます。

会津若松市民憲章推進委員会
広報委員会（五十音順）

委員長 松谷照子
委員 石井信義

宇内昭子

小林智子

齋藤昭子

高橋栄助

武藤栄助